

令和8年度大学発ベンチャー創出志向型研究支援事業 企画提案用仕様書

1 委託業務の名称

令和8年度大学発ベンチャー創出志向型研究支援事業委託業務

2 目的

県内大学等の研究成果を実用化・社会実装に効率良く繋げるため、県内大学等の優れた研究成果等を活用した大学発ベンチャーの創出を促し、起業に向けた課題解決支援や大学と企業のマッチング支援を行うことにより、絶え間なくイノベーションが創出されるイノベーション・エコシステムの構築を目指す。

3 委託業務の内容

県内大学等の優れた研究成果等を活用した大学発ベンチャーの創出を促すため、次の取組を行う。

【「大学発ベンチャー」の定義】

「大学発ベンチャー実態等調査（経済産業省 産業技術環境局 大学連携推進室）」に基づき、以下の①～⑥のいずれかに当てはまる企業と定義する。

①研究成果ベンチャー

・大学で達成された研究成果に基づく特許や新たな技術・ビジネス手法を事業化する目的で新規に設立されたベンチャー。

②共同研究ベンチャー

・創業者の持つ技術やノウハウを事業化するために、設立5年以内に大学と共同研究等を行ったベンチャー（設立時点では大学と特段の関係がなかったものも含む）

③技術移転ベンチャー

・既存事業を維持・発展させるため、設立5年以内に大学から技術移転を受けたベンチャー（設立時点では大学と特段関係がなかったものも含む）

④学生ベンチャー

・大学と深い関連のあるベンチャー。現役の学生が関係する（した）もののみが対象。

⑤教職員等ベンチャー

・大学と深い関連のある教職員等（教職員・研究職員・ポスドク）ベンチャー

⑥関連ベンチャー

・大学が組織的に関係しているベンチャー等の、大学と深い関係のあるベンチャー

※NPO法人、一般社団・財団法人や個人事業主等を含み、海外に設立されたものも対象。

※「大学」には高等専門学校も含む。

(1) 大学発ベンチャー創出に向けた支援

コーディネーター人材を配置し、研究成果ベンチャー、共同研究ベンチャー、及び技術移転ベンチャー創出に向けた支援を行う。

①起業を志向する大学の研究者等に対する課題解決支援

起業を志向する研究者等の課題に対する相談対応、事業展開に向けたビジネスモデルの検討（事業戦略や知財戦略等）や市場調査、資金計画の策定等について支援を行う。

（取組）

- ①起業を志向する研究者や関心を示す研究者を対象とした起業家育成プログラムの実施（支援対象とする研究者の公募・選定にあたっては県と協議の上、実施すること。）
- ②必要に応じ、経営、資金調達、知財戦略、事業計画作成等の相談対応等

【企画提案部分】

- ・提案者のこれまでの実績等も踏まえ、起業家育成プログラムの取組内容について具体的な実施方法を提案すること。
- ・あわせて、これまでの起業を目指す研究者等からの意見や課題の分析等を踏まえ、当該提案の支援が効果的である理由も示すこと。

②「共同研究ベンチャー」「技術移転ベンチャー」創出に向けた支援

県内大学等研究者のシーズを把握し、「共同研究ベンチャー」「技術移転ベンチャー」創出に向けた支援を行う。

（取組）

- ①県内大学等研究者のシーズと企業等のニーズとのマッチング支援等

【企画提案部分】

- ・提案者のこれまでの実績も踏まえ、県内大学等研究者のシーズと企業等のニーズとのマッチングについて、具体的な取組方法を提案すること。
- ・また、マッチング後に当該技術シーズが円滑に事業展開されるような支援内容について具体的に提案すること。

③大学の研究者等が行うビジネスモデルの検証（PoC）に対する支援

専門家や関連企業からの意見聴取を実施し、必要に応じて分析・解析等のデータ取りを行うなど、起業をするにあたって必要な研究成果の再現性の確立やビジネスモデルの検証（PoC）を実施できるようにするための支援を行う。

（取組）

- ①ビジネスモデルの検証（PoC）に対する支援等

【企画提案部分】

- ・提案者のこれまでの実績も踏まえ、大学等研究者の起業のハードルを下げるための支援について、具体的な取組方法を提案すること。

（2）起業を目指す研究者等を掘り起こすための取組

起業に関心のある研究者等を掘り起こし、大学発ベンチャー創出に関心を示す県内大学

等の研究者等の増加に寄与する取組を実施する。

(取組)

- ①優れた研究成果を持つ研究者等への直接のアプローチ等

【企画提案部分】

- ・提案者のこれまでの実績も踏まえ、起業を目指す研究者等を掘り起こすための取組について具体的な実施方法を提案すること。

(3) 大学発ベンチャーの成長を促進するための取組

スタートアップの中核支援拠点である Station AI※等県外の大学発ベンチャー支援施設との連携を行い、県内で創出された大学発ベンチャーの成長を促進するための取組を実施する。

(取組)

- ①Station AI 等県外の大学発ベンチャー支援施設を訪問・意見聴取を行うなどして、今後の大学発ベンチャー支援策を検討
- ②創出された大学発ベンチャーに対し、Station AI 等県外の大学発ベンチャー支援施設が主催するピッチイベント等への参加呼びかけ及び支援
- ③海外展開等を目指す大学発ベンチャーに対し、Station AI 等県外の大学発ベンチャー支援に入居している海外大学及び企業との連携促進に向けたマッチング等の取組等

【企画提案部分】

- ・提案者のこれまでの実績を踏まえ、大学発ベンチャーの成長を促進するための取組について具体的な実施方法を提案すること。

※Station AI とは

スタートアップの中核支援拠点として名古屋市内に建設された施設。スタートアップへの働く環境提供をはじめ、事業成長をサポートする勉強会や、スタートアップ同士のマッチング機会の提供やコミュニティ作り、事業成長をサポートしてくれる専門的な知識を持ったスタッフなど、スタートアップが事業成長するための各種サポートを行っている。

(4) 大学発ベンチャー創出に向けた体制整備

①コーディネーターの配置

- (1)、(2) 及び (3) に的確に対応できるコーディネーターを配置する。

【企画提案部分】

- ・本事業に適したコーディネーターを配置した運営体制を提案すること。なお、コーディネーター予定者の実績もあわせて記載すること

②大学及び支援機関等との連携

当事業を円滑に実施していくため、県内各大学や企業からの相談内容に応じて、随時、金融機関等を含めた支援機関と個別に連携体制を構築する。

【企画提案部分】

・当事業を円滑に実施していくためには、県内各大学及び支援機関等との連携が重要となるため、提案者のこれまでの連携の実績も踏まえ、当事業実施の際に予定している県内各大学及び支援機関との連携について提案すること。

4 成果指標等

(1) 大学発ベンチャー創出に向けた支援

・研究者等からの相談対応等の事業化ハンズオン支援件数：5件以上

(2) 起業を目指す研究者等を掘り起こすための取組

・研究者へのアプローチや相談会等開催：あわせて1件以上

5 業務の打ち合わせ

業務の遂行に際しては、科学技術振興課と十分な業務打ち合わせを実施すること。

6 成果品（事業終了時に納品すること）

(1) 成果品

- ①事業実施報告書 1部
- ②事業実施報告書の電子ファイル1部
- ③関連資料

(2) 納入先：沖縄県企画部 科学技術振興課

7 再委託の制限等

(1) 一括再委託の禁止等

「契約金額の50%を超える業務」及び「企画判断、コーディネーター配置などの統轄的かつ根幹的な業務」については、契約の主たる部分として再委託することはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

(2) 再委託の範囲

本委託契約の履行に当たり、業務受託者が第三者に委任し、又は請負わせることのできる業務等の範囲は以下の通りとする。

- ・機器類の保守、Webサイトの立上げ及び保守、広報等の外注
- ・その他、簡易な業務（資料の収集・整理、複写・印刷・製本、原稿・データ入力及び集計）

(3) 再委託の承認

契約の一部を再委託しようとするときは、書面による委託者の承認を得なければならない。ただし、「その他、簡易な業務」を再委託するときはこの限りではない。

8 対象経費

(1) 経費の内容

対象経費については、〔別添〕「大学発ベンチャー創出志向型研究支援事業委託業務委託費積算基準」とする。

(2) 経費処理

節減に努めつつ、効率的に業務を実施し、適正に経理処理を行う。

9 その他

- (1) 事業の実施にあたり、委託者と密接な連携のもと取り組むものとする。
- (2) 事業の進捗等を考慮して、委託期間中に必要な見直しを行うことがある。
- (3) 本仕様書に記載のない事項及び記載内容の詳細は、委託者と協議の上決定する。
- (4) 受託者は、事業終了後5年間、支援した研究者等が大学発ベンチャー創出に成功した場合、県にその旨の報告を行うこととする。
- (5) 本仕様書に記載の業務内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の委託契約の仕様書とは異なる場合がある。

以 上